

《 塩屋まちづくり推進会 会議運営規則 》

第1条 本規則は、塩屋まちづくり推進会規約第12条に定める会議に適用するものとする。

（役員の職務）

第2条 役員は、自由、公正かつ妥当な話し合いの場を維持することについて責任を負い、かつ、その遂行に必要な権限を有する。

第3条 役員は、議事運営を円滑にするため、議長または座長に協力しなければならない。

（議長の職務）

第4条 議長は、議事を統括し、議場の秩序を維持し、および議事を整理するために必要な措置を取る権限を有する。

第5条 会議の参加者（以下参加者という）が当規則に違反した場合その他当該会議の秩序を乱したと議長が判断した場合は、議長はこれを警告し、制止することができ、なおその命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、直ちに退場しなければならないが、会議終了まで再入場してはならない。

第6条 定例勉強会においては、原則として会長、副会長、事務局長のいずれかが座長を務める。

2 前項の座長には、本規則第4条および第5条の規定を準用する。

（参加者の義務）

第7条 参加者は、議長または座長の指示に従い、穏当、円満かつ建設的に話し合いを行わなければならない。

第8条 参加者は、話し合いの経緯を常に尊重しなければならない。

第9条 参加者は、他の参加者の発言趣旨および発言内容を踏まえた上で、発言を行わなければならない。

第10条 参加者は、発言内容が簡潔明瞭なものとなるよう、努めなければならない。

第11条 参加者は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 大声を上げること、暴言、威嚇行為
- (2) 事実と反する発言
- (3) 他の参加者の発言を遮り、対話を妨げること
- (4) 既に合意がなされ、決着を見た議論を、蒸し返すこと
- (5) 議題に無関係な主張を行うこと

（資格の喪失）

第12条 以下の各号に該当する者は、全ての会議への参加資格を喪失する。

- (1) 本規則第5条に基づく退場命令に従わない者
- (2) 本規則第5条に基づく退場が全ての会議を通じて2回累積した者
- (3) 本規則第5条に基づく警告が全ての会議を通じて4回累積した者
- (4) 暴力を行使した者

附則 本規則は、2015年6月7日から施行する。